

大阪市水道事業管理規程第7号

大阪市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務専決規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規程を改正後欄に掲げる対象規程として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(理事が専決することができる事項)</p> <p>第2条 <u>〔①〕 大阪市水道局事務分掌規程</u> <u>(昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。)</u> 第2条 <u>第2項に規定する局所管業務に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事（以下「重要事項の調査等を所管する理事」という。）が専決することができる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 総務部長、企画担当部長、連携推進担当部長及びお客さまサービス担当部長の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること</u></p> <p><u>(2) 総務部長、企画担当部長、連携推進担当部長及びお客さまサービス担当部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴</u></p>	<p>(理事が専決することができる事項)</p> <p>第2条 [新設]</p>

わない管外出張を除く。以下同じ。)を命
ずること

(3) 事務分掌規程第4条工務部の項、第5
条及び第6条に規定する所掌事務(以下
「工務部等所掌事務」という。)以外の局
所管事務にかかる予定価格が1件
600,000,000円以下の工事又は物品の製
造、修理若しくは加工(以下「物品の製
造等」という。)の施行決定に関すること。
ただし、予算に定める事務事業の内容の
変更を伴うものを除く。

(4) 工務部等所掌事務以外の局所管事務に
かかる予定価格が1件70,000,000円未滿
の不動産以外の物件の買入れの決定に関
すること。ただし、予算に定める事務事
業の内容の変更を伴うものを除く。

(5) 工務部等所掌事務以外の局所管事務に
係る不動産以外の物件の借入れ又は貸付
けの決定に関すること。ただし、予算に
定める事務事業の内容の変更を伴うもの
を除く。

(6) 工務部等所掌事務以外の局所管事務に
係る業務の委託決定に関すること。ただ
し、予算に定める事務事業の内容の変更
を伴うものを除く。

(7) 不動産の借入れ又は貸付けの決定に関
すること。ただし、予算に定める事務事
業の内容の変更を伴うものを除く。

(8) 予定価格が1件70,000,000円未滿の不
動産以外の物件の売払い又は処分の決定
に関すること

(9) 第3号から前号までに定めるもののほ

か、工務部等所掌事務以外の局所管事務に係る経費の支出を伴う事務事業の施行決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

(10) 第3号から前号まで及び次項第3号から第8号までの規定により決定された事項に係る経費の支出決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

(11) 決定された事項の一部の変更であって次に掲げるものに関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

ア 第3号、第4号、第8号及び前号(第5号から第7号まで及び第9号並びに次項第5号から第7号までの規定により決定された事項に係る経費の支出決定を除く。)に規定する事項で前条第2項に規定する事項に該当するため又はその経費の金額が当該各号に規定する金額(前号に規定する事項にあつては、当該決定に係る同号に規定する第3号、第4号及び第8号並びに次項第3号、第4号及び第8号に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額)を超えるため局長が決定したものの変更であつて、当該変更により増加し又は減少することとなる経費の金額が、局長が行った決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であり、かつ、当該決定に係る第3号、

第4号、第8号及び前号（第5号から第7号まで及び第9号並びに次項第5号から第7号までの規定により決定された事項に係る経費の支出決定を除く。）に規定する事項に係る当該各号に規定する金額（前号に規定する事項にあつては、当該決定に係る同号に規定する第3号、第4号及び第8号並びに次項第3号、第4号及び第8号に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額）の2分の1以下であるもの

イ 第5号から第7号まで、第9号及び前号（第5号から第7号まで及び第9号並びに次項第5号から第7号までの規定により決定された事項に係る経費の支出決定に限る。）に規定する事項で前条第2項に規定する事項に該当するため局長が決定したものの変更であつて、当該変更により増加し又は減少することとなる経費の金額が、局長が行つた決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であるもの

ウ 第3号、第4号、第8号及び前号（第5号から第7号まで及び第9号並びに次項第5号から第7号までの規定により決定された事項に係る経費の支出決定を除く。）の規定により決定された事項の変更で変更後の経費の金額が当該各号に規定する金額（前号に規定する事項にあつては、当該決定に係る同号に規定する第3号、第4号及び第8号

並びに次項第3号、第4号及び第8号に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額）を超えることとなるものであって、当該変更により増加することとなる経費の金額が当初行われた決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であるもの

2 事務分掌規程第2条第2項に規定する局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事（以下「技術的事項の総括を所管する理事」という。）が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 工務部長、技術業務再編担当部長、管路更新推進担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上 of 病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること
- (2) 工務部長、技術業務再編担当部長、管路更新推進担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長に対する内国出張を命ずること
- (3) 工務部等所掌事務に係る予定価格が1件600,000,000円以下の工事又は物品の製造等の施行決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

〔①〕 大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第2条第2項に規定する局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 工務部長、技術業務再編担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上 of 病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること
- (2) 工務部長、技術業務再編担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない管外出張を除く。以下同じ。）を命ずること

[新設]

- | | |
|---|------|
| <p><u>(4) 工務部等所掌事務に係る予定価格が1件70,000,000円未満の不動産以外の物件の買入れの決定に関する<u>こと。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。</u></u></p> | [新設] |
| <p><u>(5) 工務部等所掌事務に係る不動産以外の物件の借入れ又は貸付けの決定に関する<u>こと。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。</u></u></p> | [新設] |
| <p><u>(6) 工務部等所掌事務に係る業務の委託決定に関する<u>こと。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。</u></u></p> | [新設] |
| <p><u>(7) 第3号から前号までに定めるもののほか、工務部等所掌事務に係る経費の支出を伴う事務事業の施行決定に関する<u>こと。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。</u></u></p> | [新設] |
| <p><u>(8) 決定された事項の一部の変更であって次に掲げるものに関する<u>こと。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。</u></u></p> <p>ア <u>第3号及び第4号に規定する事項で前条第2項に規定する事項に該当するため又はその経費の金額が当該各号に規定する金額を超えるため局長が決定したものの変更であって、当該変更により増加し又は減少することとなる経費の金額が、局長が行った決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であり、かつ、当該決定に係る第3号及び第4号に規定する事項に係る当該</u></p> | [新設] |

各号に規定する金額の2分の1以下であるもの

イ 第5号から第7号までに規定する事項で前条第2項に規定する事項に該当するため局長が決定したものの変更であって、当該変更により増加し又は減少することとなる経費の金額が、局長が行った決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であるもの

ウ 第3号及び第4号の規定により決定された事項の変更で変更後の経費の金額が当該各号に規定する金額を超えることとなるものであって、当該変更により増加することとなる経費の金額が当初行われた決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であるもの

3 [略]

(部長が専決することができる事項)

第3条 部長(担当部長を含む。以下同じ。)がその所管事務について専決することができる事項は、次のとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 予定価格が1件300,000,000円以下の請負による工事又は物品の製造等の施行決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

〔(3)~(10) 略〕

(総務部長が専決することができる事項)

第4条 総務部長は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができ

2 [同左]

(部長が専決することができる事項)

第3条 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 予定価格が1件300,000,000円以下の請負による工事又は物品の製造、修理若しくは加工(以下「物品の製造等」という。)の施行決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

〔(3)~(10) 同左〕

(総務部長が専決することができる事項)

第4条 [同左]

る。

[(1)～(7) 略]

(8) 一般競争入札以外の方法による次に掲げる契約の相手方及び契約金額の決定に関すること

ア 予定価格が1件600,000,000円以下の工事又は物品の製造等の請負契約

イ 予定価格が1件70,000,000円未満の不動産以外の物件の買入れ又は売払い若しくは処分の契約

ウ 予定賃料の年額が1件70,000,000円未満の不動産以外の物件の借入れ又は貸付けの契約

エ 予定価格が1件70,000,000円未満の業務の委託契約

[(9)・(10) 略]

(11) 決定された事項の一部の変更であって次に掲げるものに関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。

ア 第6号から前号までに規定する事項で第1条第2項に規定する事項に該当するため又はその経費の金額が当該各号に規定する金額（第9号に規定する事項にあつては、当該決定に係る同号に規定する各規定に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額）を超えるため局長又は重要事項の調査等を所管する理事が決定したものの変更であつて、当該変更により増加し又は減少することとなる経費の金額が、局長又は重要事項の調査等を所

[(1)～(7) 同左]

(8) [同左]

ア 予定価格が1件300,000,000円以下の工事又は物品の製造等の請負契約

イ 予定価格が1件70,000,000円以下の不動産以外の物件の買入れ又は売払い若しくは処分の契約

ウ 予定賃料の年額が1件70,000,000円以下の不動産以外の物件の借入れ又は貸付けの契約

エ 予定価格が1件70,000,000円以下の業務の委託契約

[(9)・(10) 同左]

(11) [同左]

ア 第6号から前号までに規定する事項で第1条第2項に規定する事項に該当するため又はその経費の金額が当該各号に規定する金額（第9号に規定する事項にあつては、当該決定に係る同号に規定する各規定に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額）を超えるため局長が決定したものの変更であつて、当該変更により増加し又は減少することとなる経費の金額が、局長が行った決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であ

管する理事が行った決定に係る経費の金額の2割に相当する金額以下であり、かつ、当該決定に係る第6号から前号までに規定する事項に係る当該各号に規定する金額（第9号に規定する事項の変更にあつては、当該決定に係る同号に規定する各規定に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額）の2分の1以下であるもの

[イ 略]

〔12〕 略〕

（西部水道センター所長及び北部水道センター所長が専決することができる事項）

第19条 西部水道センター所長及び北部水道センター所長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

〔(1)～(3) 略〕

（東部水道センター維持担当課長及び南部水道センター維持担当課長が専決することができる事項）

第20条 東部水道センター維持担当課長及び南部水道センター維持担当課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

〔(1)～(3) 略〕

（予算に定める事務事業の内容の変更を伴わないものであることの確認）

第23条 理事、部長又は課長は、この規程の定めるところにより経費の支出を伴う事務事業の施行決定に関する事項を専決しよう

り、かつ、当該決定に係る第6号から前号までに規定する事項に係る当該各号に規定する金額（第9号に規定する事項の変更にあつては、当該決定に係る同号に規定する各規定に規定する事項にそれぞれ対応する当該各規定に規定する金額）の2分の1以下であるもの

[イ 同左]

〔12〕 同左〕

（水道センター所長が専決することができる事項）

第19条 水道センター所長（東部水道センター所長を除く。）は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

〔(1)～(3) 同左〕

（東部水道センター維持担当課長が専決することができる事項）

第20条 東部水道センター維持担当課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

〔(1)～(3) 同左〕

（予算に定める事務事業の内容の変更を伴わないものであることの確認）

第23条 部長又は課長は、この規程の定めるところにより経費の支出を伴う事務事業の施行決定に関する事項を専決しようと

<p>とすることは、当該事項が予算に定める事務事業の内容の変更を伴わないものであることについて、総務部経理課長の確認を受けなければならない。ただし、当該事項に係る経費が大阪市水道局小口現金運用規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第21号）により運用される小口現金又は大阪市水道局公共料金支払現金運用規程（平成元年大阪市水道事業管理規程第7号）により運用される公共料金支払現金をもって充てられるときは、この限りでない。</p>	<p>とすることは、当該事項が予算に定める事務事業の内容の変更を伴わないものであることについて、総務部経理課長の確認を受けなければならない。ただし、当該事項に係る経費が大阪市水道局小口現金運用規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第21号）により運用される小口現金又は大阪市水道局公共料金支払現金運用規程（平成元年大阪市水道事業管理規程第7号）により運用される公共料金支払現金をもって充てられるときは、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。